第５回リニア発生土置き場に関するフォーラム　事前質問への回答書

No.	質問（要約）	回答者	回答
○水質のモニタリング			
1	水質汚染に不安を持つ。なぜ水処理をJRで行わないのか。水処理施設を設けるべきではないか。	JR東海	排水に、基準に適合しない重金属等が含まれるのではないかとのご懸念と解釈し回答します。重金属等については、工事中はもとより工事後も将来にわたり継続的に排水路等の流末や放流先の河川において、基準に適合しているか確認するための水質調査を実施します。要対策土に触れた水は集水タンクに集水し、水質検査により基準に適合しないことを確認した際は、産業廃棄物処理等を行うため、水処理施設の設置は考えていません。水質調査の内容や頻度等については、第5回FR資料③（JR東海）のP8～P11をご確認ください。
2	資料P3について、 ①青●（排水経路の流末）の基準値が、青▲（放流箇所の下流地点）の基準値以上であった場合、どの様に青▲基準まで下げるのか。 水処理施設が必要ではないのか。何を産業廃棄物処分するのか。 ②青●が基準をオーバーしていた場合はどうするのか。健全土とはいえ、要対策土が混入する可能性は低くないため、工事排水基準をｵｰﾊﾞｰする場合もあるのではないか。 ③候補地Aに沈砂、調整池はあるのか。もし、既存のため池を利用するというのであれば、自らの排水は自らの調整池で管理すべきと思うがどうか。	JR東海	①：各地点で水質調査を実施し、基準に適合していないことを確認した際は、速やかに原因究明を行います。当社起因の場合は応急対策を実施します。 ②：放流を一時的に遮断し、速やかに原因究明・応急対策を行います。対策により基準に適合していることを確認後、放流します。 ③：候補地Aの沈砂調整池は御嵩町が管理する既設ため池を利用します。既設ため池については、現状の沈砂・調整池としての容量を確認し、改変後の流入量を考慮しても容量を満足することを確認しています。工事完了後を含めた維持管理方法については、今後御嵩町と協議します。
3	資料P4について、 ①要対策土に触れた集水タンクの水の基準は工事排水扱いなのか。 集水タンクに集まった青■も、沈砂池の青●も同じ基準です。集水タンクで貯水し、排水基準をクリアしていた場合、どの様に青▲基準まで下げるのか。 ②モニタリング池とあるが、集水タンクと同じような機能なのか分からない。 ③赤●の地下水で基準オーバーの場合、どう対応するか（どのように基準値まで下げるのか）、対策方法を説明してほしい。	JR東海	①：各地点での水質調査を実施し、基準に適合していないことを確認した際は、速やかに原因究明を行います。当社起因の場合は対策（沢水による希釈等）を実施します。 ②：集水タンクは要対策土に触れた水を集水する目的で設置します。モニタリング池は、地下排水管を通じて地下水を集水し、表流水と区別する目的で設置します。 ③：地下水が基準に適合していない場合、上下流に設置した観測井を速やかに調査し、原因究明を実施します。また観測井から地下水をポンプアップする等の応急対策を実施します。詳細な対策については、専門家の意見を踏まえ検討します。

第５回リニア発生土置き場に関するフォーラム　事前質問への回答書

No.	質問（要約）	回答者	回答
4	水質モニタリングで「異常」が確定した場合、直ち（１週間以内）にトンネル残土を撤去することを約束できないか。約束が出来なければ、最初からトンネル残土をこの場所に置かないでもらいたい。	JR東海	水質モニタリングの結果、基準に適合していないことを確認した際は、速やかに原因究明を行い、対策工の補修等で対応できる場合は補修等を実施します。補修ができない場合は対策土の搬出も含め対策を検討し実施します。要対策土の搬入にあたっては、御嵩町と維持管理協定を締結することを考えており、内容については、今後御嵩町と協議します。
5	トンネル残土を候補地Ａ・Ｂに置くことを認めた場合 ①「異常値」が確認された場合、直ちに（1週間以内に）トンネル残土をこの場所から全量撤去し、御嵩町以外の場所へJR東海が運び出すこと。 ②跡地は現在の状況に戻すこと 以上を「契約書」として締結することを約束してほしい。①②が約束できないときは、トンネル残土を御嵩町に置かないことを約束してほしい。		
○自然災害への備え			
6	ガイドライン、示方書、規定等で決められた設計条件で計算するのは当たり前。最近は想定外の災害が、想定外でなく発生しており、それで安全であるとは言えない。想定外への対応について説明はないのか。	JR東海	行政が定める基準に則った設計を行い、当社が責任をもって維持管理を行います。
7	資料P19について、高さの2倍までしか土砂は到達しないとあるが、土砂災害防止法に定められたものか。具体的にどこにどのように書かれているのか。P18に土石流は生じない、と書かれているが、間違いないか。	JR東海	資料P.19について、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に係る法律（土砂災害防止法）の第七条及び施行令第二条第一項に記載のある急傾斜地における土砂災害警戒区域の設定の考え方を参考にしています。 資料P.18について、土石流の発生形態として、渓床堆積土砂の流動化、山腹崩壊の土石流化、天然ダムの崩壊等があります。（「砂防関係法令規集28年版」（土石流危険渓流および土石流危険区域調査の実施について 第5章 土石流の発生形態と発生要因）を引用） 本計画では、計画段階で盛土高さが15mを超える各のり面の安定計算により盛土の安定性を確認しているほか、施工段階において、堆積している表土の撤去や開水路・地下排水管による表流水・地下水の適切な処理等を実施することにより、土石流が生じることはないと考えています。
8	資料P20について、重金属等が地下水で到達する距離が250m程度とのことだが、酸性土の場合はどうなのか。久々利の事例から、地下水、河川への流れ込みは、酸性土の方が危険と思うがどうか。	JR東海	工事中、工事後も排水路等の流末や放流先の河川において、水素イオン濃度（pH）が基準に適合しているか確認を行います。加えて、工事中は簡易的な方法で水素イオン濃度（pH）の確認を行います。基準に適合していないことを確認した場合は、中和処理等を実施し、基準に適合していることを確認後、放流します。

第５回リニア発生土置き場に関するフォーラム　事前質問への回答書

No.	質問（要約）	回答者	回答
○重要湿地（ハナノキ湿地群）の保全			
9	重要湿地秘匿行為及び、秘匿のうえ本事業の計画は、策定プロセスにおいて御嵩町環境基本条例に違反もしくは不作為ではないのか。平成24年方法書に対する知事意見では、「1.ウラン鉱床、2.土壌汚染の高い場所、3.重要湿地、は回避するよう慎重に検討すること」との指示があるが、御嵩町が重要湿地選定を秘匿してきた事実は、知事意見を無視し環境アセスメントを蔑ろにする行為ではないか。	御嵩町	環境基本条例、希少生物保護条例の趣旨に沿って本フォーラムや勉強会の場で情報をお伝えしていけたらと考えています。 第2回フォーラムでJR東海から置き場計画の位置や環境保全策が説明され、町として美佐野ハナノキ湿地群への影響の説明を求めることができましたので、確認しているものです。意識的に秘匿したものではありません。
10	美佐野湿地の環境省重要湿地指定を巡る当時の町の動きは不明朗。指定を町民に伏せてきたことは大問題で許されることではなく、環境基本条例、希少生物保護条例条例に違反している事態だが、町の責任をどう考えるのか。		
11	「予定地は、重要湿地の隣である」と町長は議会答弁したが、その線引きは何時、誰が、どの様に行ったのか。	御嵩町	JR東海よりハナノキ群生地エリアを避けた計画との説明を受けており、町としてはハナノキが密に集まる谷筋としての重要湿地を回避した計画と認識していたが、この度、環境省や有識者の見解を受け、置き場計画地内にも湿地の一部が含まれると新たに認識しています。なお、ご質問の答弁の内容につきましては、議会答弁ではなく、第４回フォーラム閉会後の取材での発言内容かと思われます。
12	重要湿地保全及び絶滅危惧種保護についてJRと町の協議録を示せ。	御嵩町	ハナノキを含む希少動植物の調査結果を受ける等、JR東海から説明等受けており、議事録は公文書として保管しています。所定の手続きをしていただき公開いたします。
13	町希少生物保護条例（全文）配布を求める。	御嵩町	当日資料として配布します。
14	湿地保全について、少なくても町有地は、町が先頭となり、地元の協力を得て、進めるべき内容と思うがどう考えているのか。	御嵩町	重要湿地の保全に関する勉強会で、生物多様性の視点から、適切な保全策を検討してまいります。

第５回リニア発生土置き場に関するフォーラム　事前質問への回答書

No.	質問（要約）	回答者	回答
15	①勉強会とフォーラムの関係を説明してほしい。 ②出席者、司会、進行役等はどう考えているのか。 ③湿地についての保全策の検討にあたって、候補地A、Bありきを前提とはしない、という理解で良いか。	御嵩町	①フォーラムではJR東海の置き場計画についての詳細説明を聞き、安全性・妥当性を確認していくのを目的としています。一方で、重要湿地勉強会では、湿地保全には具体的にどういった策を講じていく必要があるのかなどを皆さんと一緒に検討していきたいと考えています。 ②出席者は、町と町民、JR東海の他に、今回は有識者と環境省にもお声掛けしております。フォーラムとは別の開催となりますので、司会進行は町職員において行います。 ③湿地の保全策を検討していく中で、JRの置き場計画とどのように折り合いをつけていくのか、JRにどういった関りを求めていくのかなども合わせて話し合っていきたいと考えております。
16	町は重要湿地とはどの部分、どの範囲と認識しているのか。勉強会を行うにあたって、美佐野ハナノキ湿地群の範囲を曖昧のままとせず、町として、重要湿地の範囲を明確にしていただいたうえで行ってほしい。	御嵩町	湿地の有識者である富田先生からは、押山川と木屋洞川の間の丘陵地一帯との認識をお聞きしています。第4回フォーラムでもご説明した通り、重要湿地の指定主体である環境省からは、具体的な位置は示すことはできないとの回答でしたので、重要湿地の保全に関する勉強会において、保全を考える範囲も有識者の方や環境省に確認してまいります。
17	JRは出来る限り避けた、と言っているがどの範囲を前提に出来る限り避けたのか。それについて、町は、どのように評価、判断しているのか。	JR東海 御嵩町	【JR東海】 第5回FR資料①ハナノキ群生地等重要湿地の保全について（JR東海）のP2に記載の通り、候補地Aと候補地Bの間の谷筋については、ハナノキやシデコブシが多く群生しているため、発生土置き場候補地を計画する際に改変を避けた計画としています。 【御嵩町】 町も把握している主だったハナノキ群生地が、置き場計画の改変範囲から避けられていることは確認しています。
18	美佐野ハナノキ湿地群の一部が発生土置場の改変範囲にも存在することを確認した、との記載があるが、どの範囲を美佐野ハナノキ湿地群と認識し、改変範囲にも含まれると確認したのか。	JR東海	富田先生のご意見を踏まえ、押山川と木屋洞川に挟まれた一帯の丘陵地を重要湿地の範囲と認識しています。その一部が発生土置き場の改変範囲内にも存在することを確認しました。改変範囲内に植生している重要種は、移植・播種等の環境保全措置を実施します。また、富田先生のご意見等を踏まえ、ハナノキ群生地は、世代更新のほか、生物多様性の確保、希少種、重要種の保全に、当社としても協力していく考えです。
19	冨田先生の「美佐野ハナノキ湿地群の範囲（押山川と木屋洞川に挟まれた一帯）、一部保全しても完全な保全にならない」とのコメントに対するJR東海の意見を説明してほしい。		
20	候補地Bに生息するハナノキについて、JR東海が認識している「成木、幼木、稚樹」の本数と対応の仕方を具体的に明確に教えていただきたい。	JR東海	第5回FR資料①ハナノキ群生地等重要湿地の保全について（JR東海）のP2に記載した以上の情報については、重要種保護の観点からお示しできません。なお、移植・播種等の環境保全措置については、専門家等のご意見を踏まえ検討します。

第５回リニア発生土置き場に関するフォーラム　事前質問への回答書

No.	質問（要約）	回答者	回答
21	①行政は「重要湿地帯を保全すること」が仕事ではないのか。「誰が正しい」のではなく「何が正しい事か」を判断し、時には上司と喧嘩してでも「正しい行政」に取組む覚悟を持った職員が一人でも在籍されていることを、住民として期待しています。御嵩町職員の仕事に対する姿勢・情熱を、私たちは期待しています。このような意見に対し、どのように思われるのか。 ②環境省が「美佐野ハナノキ湿地群」を「重要湿地帯」として指定したのであれば、リニアトンネル残土を候補地A、候補地Bに置く事は「適切ではない」と考えます。また古田知事の意見書にも「重要湿地帯にトンネル残土を置く事は避けるべきである」と指摘されてます。これらの背景をもとにリニアトンネル残土置き場として候補地Aも候補地Bも「きわめて不適切」と判断しますが、残土置き場として適切な場所と言えるのか。	御嵩町	①行政職員として法令を遵守することはもちろん、幅広い意見をお聞きし、結論に繋げていくことが必要と考えております。 ②H25 中央新幹線環境影響評価方法書に対する環境保全の見地からの知事意見書において「路線やその他の付帯施設の位置・規模の具体化にあたっては、環境の保全の見地から特に重要と考えられる次の地域（貴重な動植物の生育に密接に関係している重要な湿地）を回避するよう慎重に検討すること」とある。また、H26 中央新幹線環境影響評価準備書に対する環境保全の見地からの知事意見書においては、「準備書の段階では明らかにされていない事項について、今後更なる取組を進めるとともに可能な限り環境影響評価書への記載を求めること」とある。 　このことから、ＪＲに対しては可能な限りの環境負荷の低減に努めていただきたいため、重要湿地の保全に関する勉強会を通じて、幅広い意見をお聞きし、保全内容を検討していきたいと考えています。
22	○玉木先生に質問 ①候補地A，候補地AとBの間（アクセス道路間）、候補地Bに生育する絶滅危惧種の種類（動植物種類）と個体数、とりわけハナノキについては「成木、稚樹、幼木」それぞれの本数と、移植対象の種類と本数、移植に適した場所はどこか、地図上で示し、イラストではなく写真でどういう場所が適しているか、専門家の立場で教えていただきたい。 ②候補地Bの成木はこのまま放置すればいずれ倒れてしまうかも知れないが、行政はこの希少な「ハナノキ」が多数生育する「候補地B」を、ハナノキが生育しやすいように雑木を切り、日辺りを良くして倒れないように保護する政策を考える事が「行政の正しい政策・行動」と思うが、どう考えるか。 ③JR東海の目線に立ってハナノキ保護を考えるのか、自然保護の立場に立ってハナノキ保護を考えるのか、玉木先生はいまどういう立場で「美佐野ハナノキ湿地群」を守ろうとされているのか、考えを教えていただきたい。	御嵩町 玉木先生	【御嵩町】 ①②フォーラムの有識者の方には、置き場計画に対し、中立な立場から町及び町民の皆様への、技術的、専門的な助言を依頼させていただいております。玉木先生に希少種の詳細な調査を依頼しているわけではなく、また、町の施策やJRのリニア計画自体にコメントをいただくべきではないと考えておりますので、ご了承ください。なお、玉木先生には現地を調査して分かったことやハナノキの保全方法についてはレポートとしてコメントをいただいております。 【玉木先生】 ③住民目線ともJR目線とも中立に考えている。保全の第1段階として、まずは自生地を開発しないということ、第2段階として自生地の環境改善をすることの2つが必要だと考えている。第1段階が達成できたとしても，第2段階が達成されなければ保全にはならないと考えている。
○その他「水質の管理方法と事故対応」について			
23	資料P5について、一時保管の話は、JR東海が一方的に第2回フォーラムで言い出したこと。一時保管の話を既成事実のように説明に加えるのは、ルール違反ではないか。	JR東海	要対策土の一時保管については、計画を深度化した結果、設置が必要となった旨を第二回フォーラムで説明しました。一時保管に必要な設備は第2回FR資料（JR説明）P.20及び水質モニタリングの計画は第5回FR資料③（JR説明）のP.5、P.8～9をご確認ください。
24	町は、一時保管の件もこのフォーラムの課題に加えるのか。	御嵩町	一時置き場も置き場計画の一部であり、盛土や水質モニタリングも伴うことから、フォーラムで確認することが安全な方策に繋がると考えております。

第５回リニア発生土置き場に関するフォーラム　事前質問への回答書

No.	質問（要約）	回答者	回答
25	万が一地震などで汚染物質が下流域に流れ、そのことが原因で風評被害が発生した場合、誰がどのように責任を取ってもらえるのか。	JR東海	自然災害への備えとして、施工管理や日々の点検を徹底し、変状が見られた際は速やかに対策を実施します。詳細については、第5回FR資料③（JR説明）P.14～16をご確認ください。 下流域で基準に適合しない重金属等が確認された場合は、速やかに原因究明を行い、因果関係を確認します。当社起因の場合は、当社が責任をもって対応します。
26	町へ質問。水質モニタリングで「異常値」が発見された場合、候補地ABの信頼性が崩れた訳なので、直ちに（１週間以内に）トンネル残土を搬出することを約束するのは可能か。	御嵩町	どの地点の水質モニタリングで異常値が検出されたのかが原因を特定する上で非常に大事だと考えます。万一の可能性は幅広に考え、その場合にどういった対応をするのかは更なる協議を要すると考えています。
○第２回フォーラム「自然環境・生活環境」について			
27	ハナノキの保全について、地元の調査グループが２００７年より調査し、報告書を出している。JRの調査開始以前から情報提供している。地元グループの意見を無視して保全計画を立てるべきではない。	JR東海	重要種の保全措置については、本フォーラムや有識者のご意見等を参考に検討します。
28	JRは情報提供の折に調査終了後、報告会を行なうと説明したにも関わらずいまだに、行なっていない。その理由として、御嵩町から要請がないからと答えているが、御嵩町はなぜ要請しないのか。	御嵩町	平成27年2月、同年7月に町生物環境アドバイザー会議にて、JR東海の実施する環境調査の内容説明、中間報告を受けております。調査終了後の報告会についての当時の発言等は確認できておりませんが、JR東海の調査・保全計画がまとまり次第、最終報告をしていただくよう求めます。
○第３回フォーラム「要対策土・ウラン鉱床」について			
29	JRはなぜウラン調査（鉱床、残土含有）をしないのか。	JR東海	第３回フォーラムの事前質問No.15～19の回答をご確認ください。
○第４回フォーラム「要対策土の封じ込め工法・盛土構造」について			
30	今回使用する5層シートの総重量は何トンか。シートが将来の環境負荷にならない理由は何か。	JR東海	第4回FRの事前質問No.11で回答した遮水シートの表面積は2層分の表面積であり、1層あたりの表面積は約5haとなります。 遮水シートの単位面積あたりの重さは約1.41kg/m2であり、表面積は約5haなので、一層あたりの重さは約70トンになります。 不織布の単位面積あたりの重さは約1.2kg/m2であり、一層あたりの表面積は約5haなので、1層あたりの重さは約60トンになります。 従って、2層の遮水シートと3層の不織布を重ねた場合、候補地B全体での重さは約260トンになります。

第５回リニア発生土置き場に関するフォーラム　事前質問への回答書

No.	質問（要約）	回答者	回答
31	資料：第４回フォーラム質問に対する回答（P4）について、ゴルフ場のコンクリート擁壁について、地震時の安定計算はされていない、とのことだが、地震を想定していない、地震時には壊れる可能性があるという事か。そうであれば、自分の施設でない、調整池の水が一度に流れ出し、土石流の可能性があるのではないか。	JR東海	「砂防施設設計要領（国土交通省 中部地方整備局R2.3）」のP3-16に記載の通り、地震により、堤体が損傷し、周辺家屋等に直接的な災害や二次災害を起こすような重大な被害は発生しないと考えています。 ※砂防施設設計要領（国土交通省 中部地方整備局R2.3）　P3-16を抜粋 堰堤高15m 未満の砂防堰堤は、兵庫県南部地震をはじめとして過去に発生した大きな地震において、砂防堰堤の機能を喪失し、被災が原因で周辺家屋等に直接的な災害や二次災害を起こすような重大な被害は生じていない。また、動的解析の結果、引張応力、圧縮応力および滑動に対して安全性は確保されていると判断される。
32	資料：第４回フォーラム質問に対する回答（P6,7）について、遮水シートは人工の物で耐用年数もある、ベントナイトは自然の物なので検討する価値がある、と言うことであったかと思うが、一刀両断で否定、検討価値無しということなのか。有識者の意見を聞いて、安全性を高めるというフォーラム趣旨に反しているのではないか。	JR東海	第５回フォーラム資料の「第４回フォーラムでの質問に対する回答」4をご確認ください。
○その他の質問事項			
33	JRの説明を補完する識者は不要です。当初、中立的な学者と紹介があったが、どうなっているのか。町民のことを第一に考えて識者を選び町民をサポートしてもらいたい。	御嵩町	フォーラムの有識者の方には、町や町民の皆様からの質問や疑問に、それぞれの科学的根拠をもった見地から技術的、専門的な解説や助言を的確にいただいていると考えております。また、JR東海の計画に対し、より住民が安心できるような対策等をご提案いただいていると考えております。
34	平成25年置き場候補地（受入れ量まで示した町有地）情報提供時の県提出図面を示してほしい。また、平成27年追加で県に民有地の情報提供した経緯は何か。	御嵩町	別紙のとおり
35	「平成28年8月19日時点の図面」では要対策土を民有地に埋めるとあるが、地権者にその旨を知らせたか。	御嵩町	ご質問の年月日時点では、JR東海から要対策土を含む搬入計画の詳細説明を受けておりません。また、計画範囲も未確定であることから、地権者情報は、正確には把握できていないタイミングであったのではないかと考えております。
36	JRは、美佐野工区から要対策土の排出可能性を知り得たのは何年何月か。また、要対策土を美佐野地内にて最終処分場としたいと町に要望したのは何年何月か。	JR東海	H26.8に公表した環境影響評価書の時点で、美濃帯の掘削により要対策土が発生する可能性があることは確認していました。発生土置き場候補地については、御嵩町から岐阜県を通じて情報提供を受けて以降、関係法令の確認や環境調査を実施しました。その後の地質調査等の結果を踏まえ、H29年6月に御嵩町に対し、美佐野地内の候補地に要対策土を含めたトンネル発生土全量を搬入する計画を説明しました。

第５回リニア発生土置き場に関するフォーラム　事前質問への回答書

No.	質問（要約）	回答者	回答
37	○以下、第3回フォーラム資料「JR東海と御嵩町との会議録の公開について」についての質問。 ①平成30年10月26日の記録にて、JR発言「不溶化処理はコストが高く・・・それ以上のコストをかけるなら、産廃としての処理を選択することになる」とあるが、御嵩町はなぜこの提案を受け入れなかったのか。 ②平成30年10月30日の記録にて、町長発言「10年前から可児川から南は開発地域だと言ってきた。・・・町有地に対策土を置きたいというのであれば、当然その使いみちは教えてもらう必要がある。JRが「大義名分」を考えるべきだ」とあるが、大義名分とはどのようなイメージか。 ③平成30年11月1日の記録にて、町長発言「売れば（町有地）どういうふうに埋めて頂いても良いが最終的にどう利用するかという話」とあるが、重要湿地及びハナノキの保全を申し入れないのはなぜか。 ④平成30年11月28日の記録にて、町担当者発言「・・・町有地に要対策土を入れるためには相当の理由が必要になってくる。要対策土を入れざるを得ないという状況でなくてはならない。「大義名分」とはそういうニュアンスである」とあるが、相当な理由とはどのようなイメージか。 ⑤平成29年4月6日の記録にて、町担当者発言「・・・要対策土については民有地平場活用を妨げる為3つの平場（民有地）の付近にある町有地借地（仮置き場）として使う選択肢はないか」に対し、JR発言「そのつもりはなかったが一つの考え方だ」とあるが、要対策土上には、工業団地はできないにも関わらず重要湿地選定後であるが、町有地に要対策土入れをJRに提案したのはなぜか。 ⑥平成31年3月28日の記録にて、建設副産物活用に向けた調査研究に関する覚書を町とJR東海で締結したとあるが、本件の内容と進捗状況を説明願いたい。 ⑦令和元年8月9日の記録にて、JR発言「JRとしては（町有地は）購入で考えている。」に対し、町発言「購入となれば金額の話となると思うがどうか。」JR発言「細かい数字ではないが、考え方はお話しできる。金額が独り歩きしてもいけないため、細かい話は次回以降とした。」とある。本件に関するその後の記録はないが、どの様な話になっているか。考え方は説明できるのではないか。	御嵩町	①産廃処理を提案されたものではなく、町からの不溶化処理における封じ込めが可能なのか、との問いかけに対し、JR東海から費用面と技術面から難しい旨の回答があったものと認識しています。 ②町有地は、研究開発拠点等企業誘致を前提として取得した経緯があることから、町有地でなければならない理由や、造成後の活用方法など通らなければならないプロセスがあることを「大義名分」と表現したものと認識しています。 ③ハナノキ湿地群はできるだけ保全する計画だったと以前より聞いております。 ④町有地でなければならないことが、明確に説明できる状況をイメージしての発言だと認識しています。 ⑤民有地活用の妨げにならないよう、町有地を「仮置き場」とする可能性について尋ねたものと推測します。 ⑥亜炭廃坑の充填にリニア建設発生土が有効に活用できる可能性があることから、早くからその方法についてJR東海と研究を重ねてきています。覚書はこの研究の趣旨等を確認したものです。 　美佐野工区から発生する要対策土を埋めようとしているわけではなく、愛知県の工区で発生する粒子の細かい泥土のうち、健全土のみを充填剤の原材料として利用できないのかを環境面にも配慮しながら検討をしている段階です。 ⑦受入れの可否を判断していない現状で、具体的な金額の協議は行っていません。

第５回リニア発生土置き場に関するフォーラム　事前質問への回答書

No.	質問（要約）	回答者	回答
38	・リニア中央新幹線建設促進岐阜県期成同盟会会員でも要対策土最終処分を断っている自治体がある ・東海環状自動車道工事に於いて要対策土は適正に処理することができる処理業者、施設に搬出している ・町にメリットは無い（町長答弁） ・残土受け入れを断ると何か不都合なことはあるか（ない：JR答弁） ・知事意見「汚染土壌の可能性の高い場所（自然由来の土といえども）」は回避せよ ・知事意見「重要湿地は回避するよう慎重に検討せよ」 ・知事意見　地元には丁寧な説明が必要 ・排出者責任は事業者にある 以上のことから町は、本事業の安全性を検討するまでもなく門前にてお断りするのが真っ当な判断である。五百万円以上の町の予算を使って本フォーラムで受け入れを検討する理由は何か。	御嵩町	受け入れを前提とした協議を行っている理由については、令和4年度の行政懇談会、第1回フォーラムで説明させていただいたとおりです。 本フォーラムは、町が主体となって置き場計画が町有地や要対策土も含むことから、町民の皆様からの懸念や心配・不安の声を伝え、公開の場で、安全性や妥当性を確認する枠組みとして実施しています。
39	①町長は、かねてより残土置き場として手を挙げた場所について安全なものしか置かないと、言われており、議会にもそのように説明されてきた。“要対策土”は安全なものか。 ②要対策土は、安全なものではないので、2重遮水ｼｰﾄによる封じ込め対策を施すこととし、フォーラムで安全性の確認と安全性を高める対策を話し合う、と説明されている。2重遮水ｼｰﾄによる封じ込めは、町長が言う「安全に措置する」対策だと思うがいかがか。 ③2019年2月6日の記録に書かれているとおり、町長は安全なもの、と安全に措置するは別物と明言されてます。2重遮水シートで封じ込めされた“要対策土”は安全なものなのか、それとも安全に措置されたものなのか。 ④“要対策土”を2重の遮水ｼｰﾄで封じ込めたものは、安全に措置されたものかもしれないが、中の“要対策土”が安全でないものであることは変わりがないと思うがいかがか。 ⑤町長の理論では、“要対策土”は安全なものではないので、いくら安全に措置しても、別物（安全なものにはなりえない）なので、置かない、置けない、という結論になるかと思うがいかがか。	御嵩町	要対策土自体は、重金属や酸性化する要素を含んでおり、そのまま処分できるものではないと認識しております。一方、遮水シート等、既存の工法が確立し、適切な対策により一定の安全性が確保できると考えております。 とはいえ、JR東海の本町における置き場計画の安全性がどの程度担保されるのか、また、万が一の事故対応などについては個別具体的に検討すべきものであり、本フォーラムを通じて有識者の見解もいただきながら、確認していきたいと考えております。 「安全に措置する」には、多重に安全性を確保できるための協定が必要になると考えます。

第５回リニア発生土置き場に関するフォーラム　事前質問への回答書

No.	質問（要約）	回答者	回答
40	①美佐野の町有地はゴルフ場開発がとん挫し、税の滞納分見合いで取得したもので、工業団地あるいは研究施設として活用する方針と、言われてきたが、ここを“要対策土”の恒久処分場とした場合その上に、工業団地とか研究施設を造ることができるか。 ②“要対策土”が封じ込められた土地の上に、建物を建てるのは難しいでしょう、ましてや、そこを購入して工場等を建てる人はまずいないと思う。すなわち、町有地に“要対策土”を封じ込めしたら、そこは町長の言う、有効活用は不可能となるのではないか。 ③町長の目論見とした、町有地の有効活用は、“要対策土”を封じ込めしたらほぼ不可能になるため、ここに“要対策土”を置くわけにはいかない、という結論になると思うがいかがか。 ④町有地（候補地B)に“要対策土”を封じ込めさせる見返りに、候補地Aを工業団地あるいは研究施設として利用できるようにする、などというような、町とJR東海との裏取引はないのか。	御嵩町	要対策土を封じ込めた箇所に建築物を建てることは現実的には出来ず、JRが取得し将来に亘って管理していくことを希望していることから、当初の活用方針を維持することは難しいと考えています。一方で、健全土を埋め立てるエリアは、元々ゴルフ場開発が進んでいた場所であり、活用の希望が出ていた民有地に平場造成がされる計画であり、JR取得後も平場を含めた一帯の活用について検討できればと考えています。 ご指摘の取引はございません。

第５回リニア発生土置き場に関するフォーラム　事前質問への回答書

No.	質問（要約）	回答者	回答
41	①町長は、これまで、JR東海に（要対策土について）持ち出す先があったら、持ち出してほしい、あるいは、（封じ込めでなく）他の方法をとってほしいと、言われている。町長（町）は、JR東海に対し、少なくともフォーラムが始まって以降、「持ち出してほしい」、「他の方法をとってほしい」、何時、何回申し入れをしたのか。 また、その時、JR東海はなんと回答したのか説明してほしい。 ②一方、JR東海は、持ち出す先が無い、とは言っていない。「持ち出す先がないから御嵩町に置きたいと言っているのではなく環境負荷を考えると、一番御嵩町の置き場が良い」、と発言している。町の発言とJR東海の発言は、どう見ても食い違っていると思うがいかがか。 ③町は、持ち出す先があったら持ち出してほしい、と言っている。JRも、持ち出す先がないわけではない、と回答している。町は持ち出してくださいと言えば、JRは持ち出す先があるので、本件決着ではないのか。実際に、多治見市は、要対策土は可児市にある許可を得た汚染土壌処理工場へ持ち込むようJR東海に文書で申し入れ、JR東海も（やむなく）従っているのです。御嵩町は、正式に文書でJR東海に対し、持ち出してほしい、と言えばいいのではないか。 ④JR東海に対し、環境負荷について、持ち出すより、当該地に封じ込めしたほうが負荷が小さい、と言われる根拠について、再三申し入れているにもかかわらず、JR東海は回答を先送りして、何等の説明もない。許しがたい対応。要対策土の置き場に係る根幹の問題であり、当然に根拠あっての発言のはず。回答もできないのは、御嵩町に要対策土を置く説明根拠が破綻しているからではないか。本件は国家的プロジェクトだが、国の事業ではない。JR東海という一民間会社の行う事業。株式会社という営利企業なので、近くに残土を置くことで、持ち出すよりコストが削減できるという経済合理性を優先した考え。このようなJR東海の対応に対し、町はどう考えるのか。	御嵩町 JR東海	【御嵩町】 ①町長のフォーラムでの発言にあったように、JR東海との面談の際には、引き続き検討してもらいたいとお伝えしております。また、事務方としては、経常的にJR東海に対し、他の処分方法について確認を行っています。JR東海からは、「海洋埋立の容量には限りがある。南垣外工区以外の工区の土を持っていくことは無い」、「処理工場では処理能力の関係上、確実に処理できると考えていない」、「持ち出しには、ダンプの確保・環境負荷・仮置き場の用地確保といった課題がある」との回答を受けております。 例：令和4年5月24日　海洋埋め立てについて 令和4年6月27日　処理工場について 令和4年7月5日　持ち出しの環境負荷について ※内容は第3回フォーラム【別冊資料】の2～3ページをご覧ください。 ②③上記のとおり、JR東海からは持ち出しについては難しい課題があるとの説明を受けております。一方で、他市においても市域内で恒久置き場を設置できるよう協議を続けていると聞いています。JR東海に対しては、引き続き、持ち出し先や環境負荷について説明を求めていく考えです。 ④町からもJRに対し、環境負荷についての説明を求めております。以下JR東海からの回答になります。 【JR東海】 要対策土の恒久置き場を坑口付近に設ける場合と要対策土を町外へ持ち出す場合との比較は別紙の通りです。
○御嵩町からの質問事項			
1	水質モニタリングについて、施工中・施工後だけでなく施工前のモニタリングはどのように計画しているのか。	JR東海	施工前の水質モニタリングについては、工事着手１年前をめどに開始し、放流先の河川や地下水を対象に四半期に１回の頻度で行います。

第５回リニア発生土置き場に関するフォーラム　事前質問への回答書

No.	質問（要約）	回答者	回答
2	候補地A・B共に観測井の設置箇所は地下水移動を想定し適切な位置に設置する必要があると思うが、どのように検討され決定したのか。	JR東海	観測井の設置箇所については、地形や流域等から地下水の向きを想定し、発生土置き場による水質変化を捉えるため、発生土置き場の上流側と下流側で位置を選定しました。
3	開水路、沈砂調整池ともに想定雨量が定められているのであれば、集水面積からどの程度の容量が必要になるのか把握できているはず。想定される集水量、また、排水に必要な規格（開水路の大きさ、沈砂調整池の貯水量）はどの程度なのか示してもらいたい。	JR東海	候補地Aにおける沈砂調整池の必要量は約21,600㎥であり、放流先の既設ため池の容量は約23,500㎥です。候補地Bにおける沈砂調整池の必要量は約6,000㎥であり、新設する沈砂調整池の容量は約7,500㎥です。開水路の大きさは、高さ20cm・幅20cm程度～高さ200cm・幅200cm程度を考えています。
4	候補地Bの集水タンクについては、施工中（封じ込め完了前）は特に要対策土に触れた水が集まると思うが、同雨量の際にあふれることが無いように設計されているのか。数字（想定される集水量、集水タンクの貯水量）をもって示してもらいたい。	JR東海	候補地Bにおいて要対策土を盛土する際に、降雨が想定される場合は、速やかに耐候性シートで表面を覆うことで、要対策土への雨水の浸透を極力防止します。 集水タンクは、耐候性シートで覆う前に浸透した浸透水を対象とし、一つ当たり20㎥程度のタンクを設置します。タンクは施工状況に応じて増設することを考えています。
5	施工前（盛土前）については、目視で遮水シートの破損等を確認するとのことだが、盛土後はどのように遮水シートの破損等を確認するのか。また、破損の疑いがあった際にはどのように破損箇所を特定し、どういった措置を講じるのか。	JR東海	施工後は地下水を地下排水管によりモニタリング池に集水し、基準に適合しない重金属等が含まれていないか確認します。基準に適合していないことを確認した際は、速やかに原因究明を行います。対策は状況に応じて検討します。
6	時間雨量20mmで作業中断とのことだが、すべての作業を中断するのか。具体的にどの作業が中断となるのか示してもらいたい。	JR東海	発生土置き場に関する全作業を中断します。
7	町へ提出される管理計画について、施工中から施工完了後まで網羅した災害への備え・対応をまとめたうえで、施工前に町へ提出する必要があると考える。内容については、検査内容や頻度、町への報告頻度、連絡体制、通常対応と緊急時対応については最低限必要になると考える。	JR東海	管理計画書における検査内容や頻度、町への報告頻度、連絡体制、通常対応と緊急時対応等の内容については、今後御嵩町と内容を協議のうえ、提出します。
8	施工中、施工完了後の異常への対応について、基本的には水質モニタリングで確認していくことになるかと思うが、現計画の観測井だけでは、原因の究明が困難と考えるがいかがか。	JR東海	第5回FR資料③（JR説明）P.15に記載の通り、速やかに原因究明を行い、第三者への影響を与える恐れが確認された場合は、水質モニタリングの頻度を増やす、地点を追加するといった対策を実施します。
9	万が一の事故等の場合、起因究明にあたり、独立した組織による公平な判断が必須となる。どういった方法、組織において、起因の究明、措置の検討を行う計画を考えているのか。	JR東海	万が一の事故等の場合は、当社が原因究明を行い、必要に応じて当社の有識者に確認し、対策を検討します。対策について、独立した組織により検証等を行う場合は、調査結果の開示や状況報告、必要な資料の提供など協力いたします。

第 5 回リニア発生土置き場に関するフォーラム事前質問への回答書　別紙

質問No.34　回答

○ 平成 25 年置き場候補地情報提供時提出図面　（平成 25 年 1 月提出）

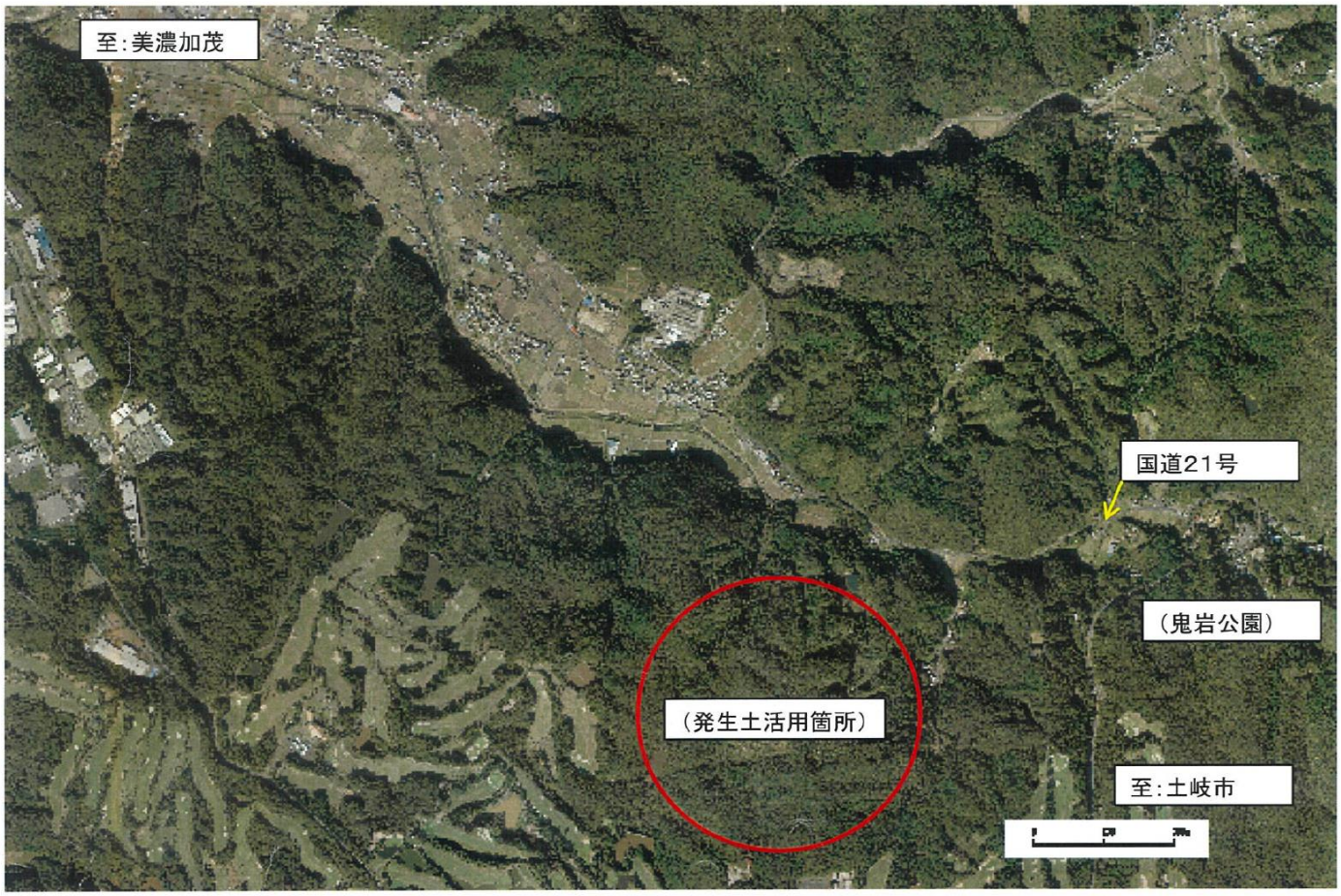

受入れ可能量は約 210 万㎥となっていました。

○ 平成 27 年に追加で民有地の情報提供した経緯
平成 27 年 10 月　美佐野土地開発地権者組合より「総会に諮ったところ、今後の具体案や条件によってはわからないが、候補地として手を挙げることはよいという意向になった」との連絡があったことを受けて岐阜県に候補地して提出したとの記録を確認しました。

要対策土の恒久置き場を坑口付近に設ける場合と要対策土を町外へ持ち出す場合との比較

【前提条件】

1．対象は、以下のとおり設定しました。

A. 要対策土の恒久置き場を坑口付近に設ける場合

B. 要対策土を町外へ持ち出す場合

2．項目は、町民の皆さまの生活への影響が想定される以下の2点としました。

① ダンプトラックの通行による影響

② 水環境への影響

①ダンプトラックの通行による影響

A. 要対策土の恒久置き場を坑口付近に設ける場合

・要対策土を運搬するダンプトラックが、町内の一般道を通行することはございません。

B. 要対策土を町外へ持ち出す場合

・要対策土を運搬するダンプトラック・約11万台※1が、町内並びに町外の一般道を通行することになります。

【参考】このダンプトラックの通行に伴うCO_2排出量

・工事施工ヤードから要対策土を運搬する距離を片道25km※2と想定した場合、ダンプトラックの通行に伴うCO_2排出量は「約4,600tCO_2」となります。

・これを1世帯あたり※3に換算すると、「約1,600世帯分/年」に相当するものです。町内の家庭から出るCO_2排出量（令和元年度）※4と比べると「約17%」に相当します。

※1 ダンプトラックの台数算出にあたり想定した条件
要対策土量：22万m^3、車種：10t車、1車あたり積載量：4m^3、1往復あたりの計上台数：2台

※2 片道25kmは、本線に関わる環境影響評価書における資材や機械の運搬車両の走行距離と同じ想定
（「中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価書」【岐阜県】（平成26年8月JR東海）P8-6-2-3より）

※3 1世帯当たりの年間CO2排出量は2.77tCO_2
（「令和3年度家庭部門のCO_2排出実態統計調査結果の概要（速報値）」（令和4年10月環境省）より）

※4 御嵩町の民生家庭部門からの令和元年度CO_2排出量は2.68万tCO_2、全部門では19.65万tCO_2
（御嵩町「平成31（令和元）年度温室効果ガス排出量等報告書」より）

②水環境への影響について

A. 要対策土の恒久置き場を坑口付近に設ける場合

・要対策土を二重遮水シートにより封じ込めることにより、水環境への影響が発生しないようにします。

・観測井や放流河川の水質モニタリングを、施工中はもとより施工完了後も将来にわたり継続的に行うことにより、水環境への影響が無いことを確認してまいります。

【二重遮水シートによる封じ込め】

盛土の構造

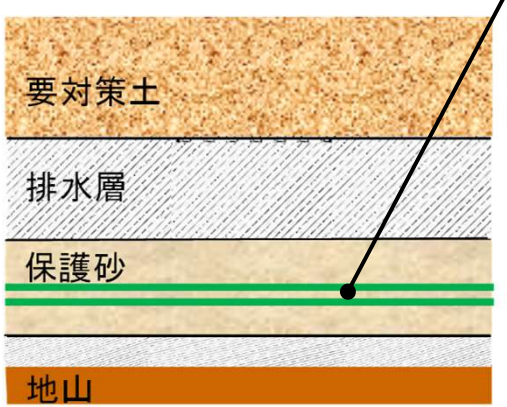

遮水シートの構造

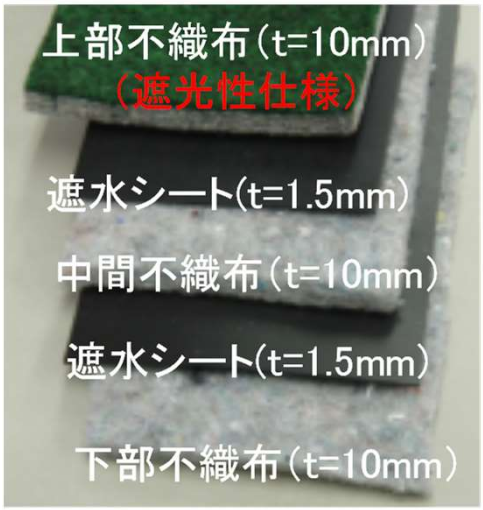

【水質モニタリング】

施工中

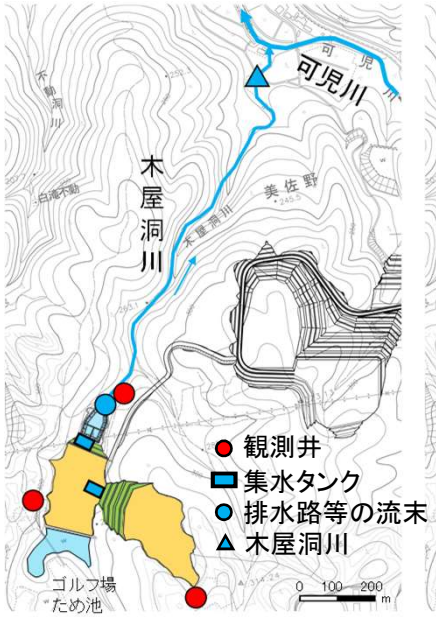

施工完了後
(将来も継続実施)